



第43回原子力委員会
資料第2-1号

8安(核規)第311号

平成8年12月26日

原子力委員会委員長 殿

内閣総理大臣



日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の
変更許可について（諮問）

日本原燃株式会社代表取締役社長竹内哲夫から平成8年4月26日付け再建発第2号
(平成8年8月30日付け再建発第13号、平成8年12月16日付け再建発第22号を
もって一部補正)をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以
下、「法」という。)第44条の4第1項の規定に基づき別添のとおり申請があり、審査
の結果、別紙のとおり法第44条の4第5項において準用する法第44条の2第1項第1
号、第2号及び第3号(経理的基礎に係る部分に限る。)に規定する基準に適合している
と認められるので、法第44条の4第5項において準用する法第44条の2第3項の規定
に基づき、当該基準の適用について貴委員会の意見を求めます。

別紙

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下、「法」という。）第44条の4第5項において準用する法第44条の2第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

1. 法第44条の2第1項第1号（平和利用）

本件事業を行う日本原燃株式会社は、国内の原子力発電所から生ずる使用済燃料の再処理業務を行うことを主要な事業目的としており、原子力基本法にのっとり、「原子力開発利用長期計画」に従い、厳に平和利用に限り再処理事業を行うとしており、この方針は本申請においても変更されていない。

以上のことから本件の再処理施設は、平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認める。

2. 法第44条の2第1項第2号（計画的遂行）

本件事業は、変更後においても「原子力開発利用長期計画」（平成6年6月原子力委員会決定）に定める方針に沿っており、我が国の原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないものと認める。

3. 法第44条の2第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本変更の工事に必要とされる資金は、再処理施設の事業計画の一部として自己資金及び借入金により充当する計画であり、その確保に見通しがあり、本件事業に的確に遂行

するに足りる経理的基礎があるものと認める。